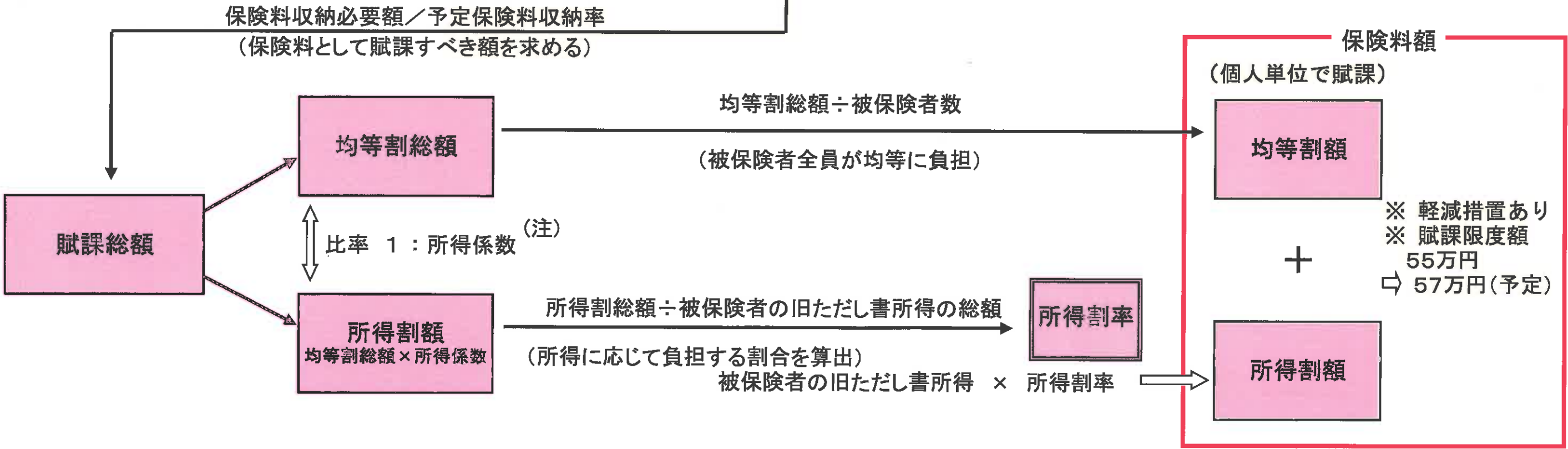
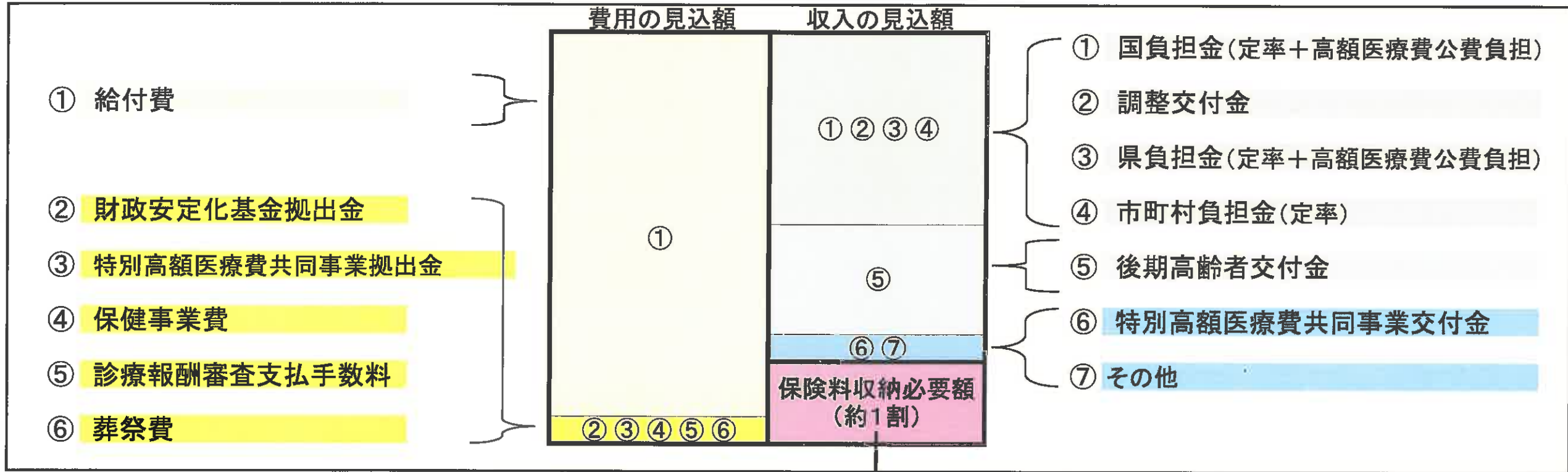


保険料率及び保険料額算定のしくみ



(注) 所得係数 = 広域連合1人当たり旧ただし書所得 ÷ 全国一人当たり旧ただし書所得

旧ただし書所得 = 総所得金額等 (総所得金額及び山林所得) - 33万円 (基礎控除)

# 平成26・27年度保険料率の算定状況（試算）（案）

## 算定基礎

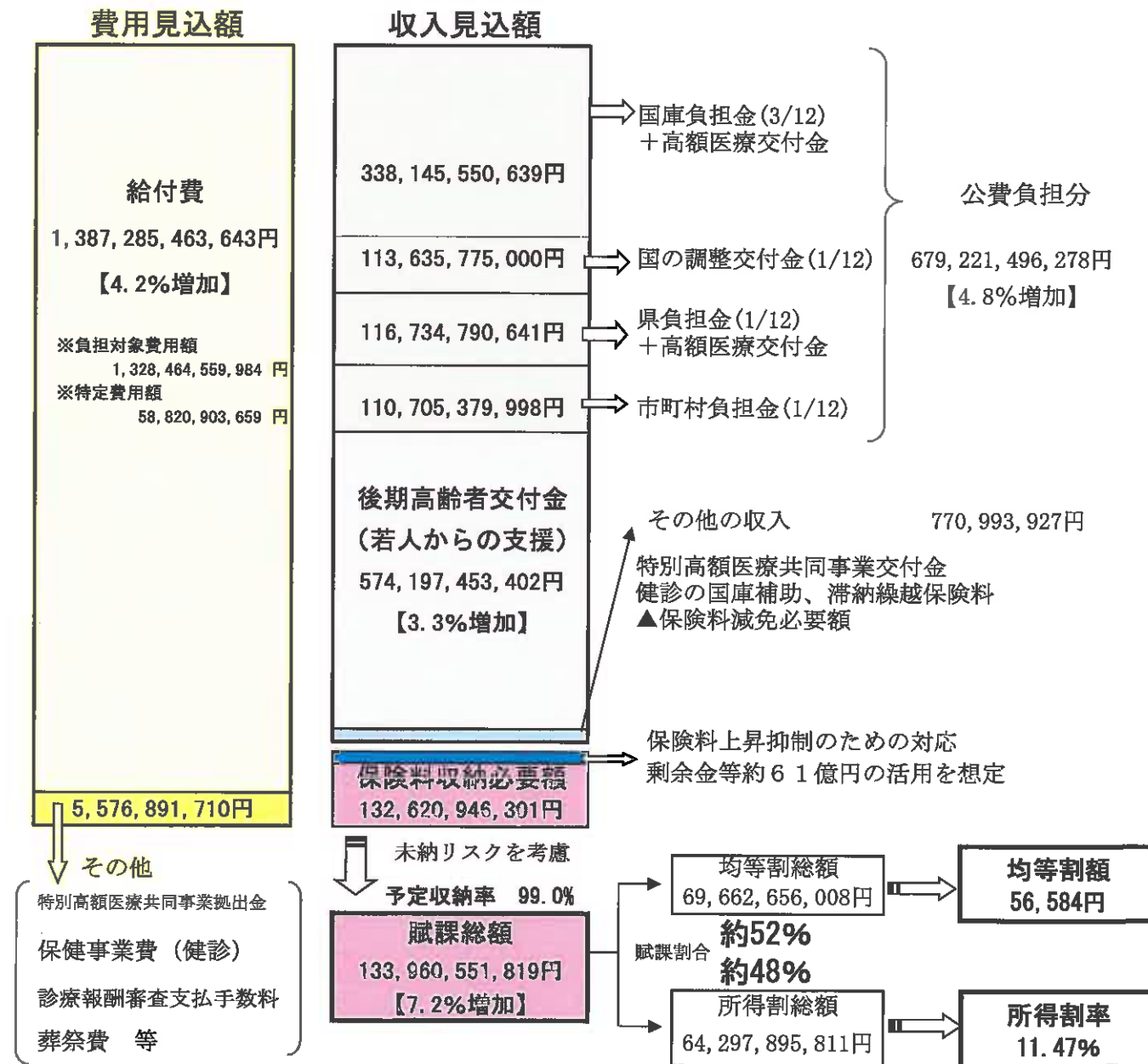
1 被保険者数	1,231,137人	(2か年度の合計)	平成26年度 606,225人 平成27年度 624,912人
2 後期高齢者負担率	10.73	(後期高齢者が負担する保険料の費用に占める割合)	
3 予定保険料収納率	99.0%		
4 均等割と所得割の比率	52 : 48	(1 : 所得係数0.9139)	
5 賦課限度額	57万円		

※所得係数 =  $\frac{\text{福岡県の1人当り旧ただし書所得}}{\text{全国の1人当り旧ただし書所得}}$

## 財政見通し

※【】内は、平成24・25年度保険料率算定時見込額との比較

2か年度の財政規模 1,392,862,355,353円 【4.0%増加】

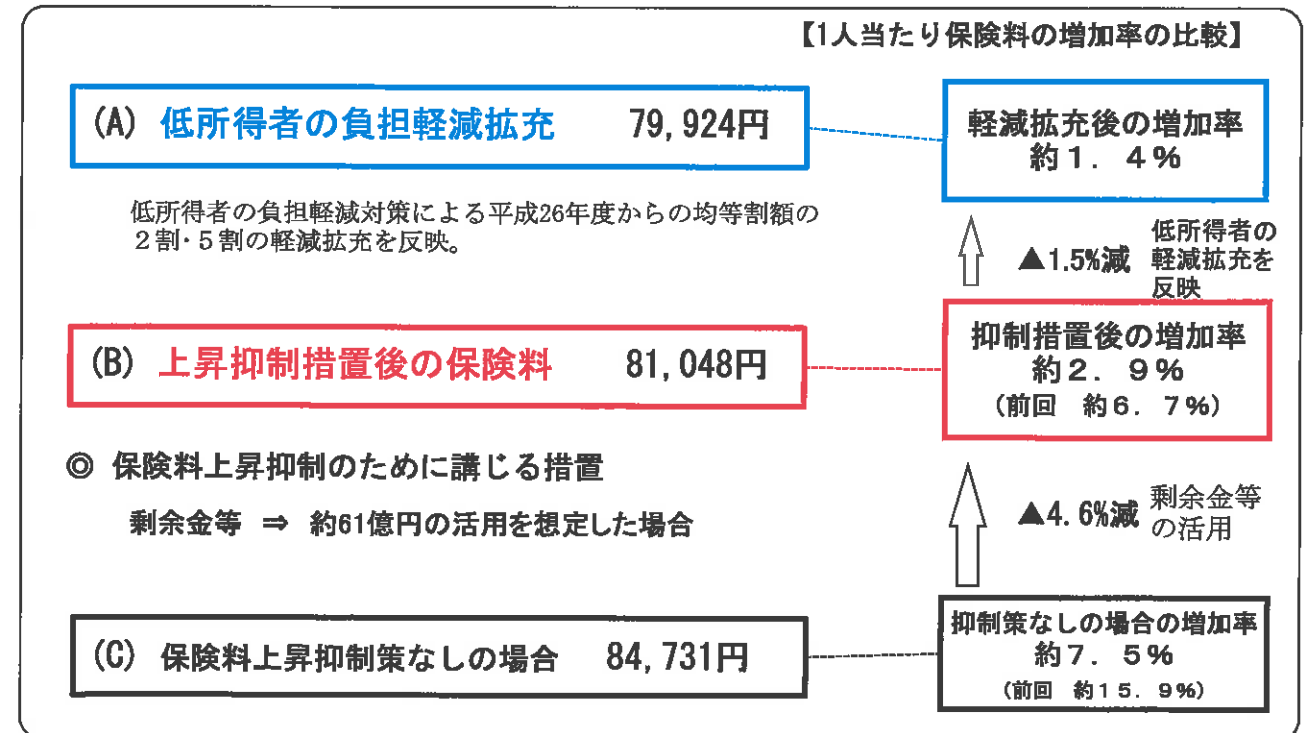


## 保険料率等

区分	平成24・25年度	平成26・27年度	増加 (%)	(参考) 前回改定時の増加額と割合 (%)
保険料率	均等割額 55,045円	56,584円	1,539円 (2.8%)	2,832円 (5.4%)
	所得割率 10.88%	11.47%	0.59ポイント (5.4%)	1.01ポイント (10.2%)
保険料の賦課限度額	55万円	57万円	2万円 (3.6%)	5万円 (10.0%)
1人当たり保険料額 (軽減適用後)	78,788円	81,048円	2,260円 (2.9%)	4,947円 (6.7%)
		軽減拡充後(注2) 79,924円	1,136円 (1.4%)	

(注1) 被保険者実態調査は、厚生労働省による9月30日現在の被保険者の保険料賦課状況等の調査。  
 (注2) 低所得者の負担軽減対策による平成26年度からの均等割額の2割・5割の軽減拡充を反映。

## 上昇抑制策等



## 料率の算定に係る参考指標

- 1人当たり給付費の伸び 3.3%  
 平成24・25年度(実績見込) 平成26・27年度  
 1,090,512円 ⇒ 1,126,833円  
 上記については診療報酬改定率+0.1%を含む  
 【診療報酬改定の内訳】  
 ・診療報酬本体 +0.73% (+0.63%)  
 ・薬価改定等 ▲0.63% (+0.73%)
  - 後期高齢者負担率の上昇 2.1%  
 【負担率】平成24・25年度 平成26・27年度  
 10.51% ⇒ 10.73%
- ※ ()内は、消費税率引き上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

平成26・27年度の保険料率算定に用いる各種数値

(案)

設定基礎

1 被保険者数

【推計方法】 福岡県統計資料の年齢別人口、死亡率等を参考に、75歳到達予定者数、死亡者数等を推計して算出。

【推計値】 1,231,137人 (26年度 606,225人、27年度 624,912人)

2 1人当たり給付費

【推計方法】 平成25年度の一人あたり医療給付費の伸び率は、12月支払分までの8か月分を実績、1月支払分からの4か月分は過去3年間の伸び率から外れ値を調整した平均値を用いて年間分を算出し、その数値を平成26・27年度も同様な値とした。

※ 平成26年度からの診療報酬改定率+0.10%は、平成26年度分に乗じている。

【推計値】 平成26年度 1,117,755円 平成27年度 1,135,639円

●各年度の伸び率の対前年度との比較

区分	25年度	26年度	27年度
被保険者1人当たり医療給付費の伸び率	1.6%	1.7%	1.6%

【平成26年度】 101.6%×100.1%=101.7%

【平成27年度】 101.6%

◆ 平成26年度診療報酬改定について

- ・診療報酬本体 +0.73% (+0.63%)
- ・薬価改定等 ▲0.63% (+0.73%)

※ ()内は、消費税率引き上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

3 所得係数

今回の試算にあたっては、厚生労働省からの指示により平成24年度の調整交付金算定に用いた所得係数を使用。

所得係数=各広域連合1人当たり所得額÷全国平均の1人当たり所得額  
= 0.91393610826 (前回 0.9230)

4 後期高齢者負担率

※若人人口の減少率を基に2年ごとに改定

厚生労働省より提示 10.73% (前回 10.51%)

5 予定保険料収納率

【推計方法】 保険料負担が増加することによる収納環境への影響が懸念される状況ではあるが、必要な収納対策を実施することにより、収納率99.0%を維持する。

【推計値】 99.0% (前回 99.0%)

6 均等割と所得割の比率

※均等割：所得割 = 1：所得係数

均等割：所得割 = 52：48 (前回 52：48)

7 保険料の賦課限度額

中間所得者層の保険料負担のバランス等を考慮し、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号、以下「施行令」という。)を改正し、平成26年度から、現行の55万円を57万円に引き上げの予定。

賦課限度額 57万円 (前回 55万円)

8 被保険者の所得の伸び率

本算定時の経年的な平均所得の減少、特に雑所得(年金等)については、特例水準解消による年金額の引き下げを考慮し算出した。

所得伸び率 0.9825 (前回 0.9822)

●被保険者1人当たりの旧ただし書き所得の伸び率の推移

	23年度 (対前年度)	24年度 (対前年度)	25年度 (対前年度)	26年度 27年度
雑所得(年金等)	▲1.14%	▲1.83%	▲1.87%	▲3.14%
給与所得	▲3.39%	▲0.70%	▲2.04%	▲2.81%
其他所得	4.20%	▲1.26%	6.60%	0.92%
合計	0.15%	▲1.50%	0.77%	▲1.75%

9 保険料の軽減措置について

- ① 低所得者の負担軽減の観点から、施行令を改正し、平成26年4月から均等割の2割及び5割軽減の所得基準額の引き上げ等により、軽減の拡充を図る予定。
- ② 特例措置として実施されている低所得者に対する均等割9割や8.5割軽減、被用者保険の被扶養者であった者に対する均等割9割軽減等については、段階的な見直しを前提に、検討に着手するとされている。

保険料増加抑制のための対応

1 平成26・27年度における剰余金等の活用

剰余金等約61億円の活用を想定した場合で試算

2 財政安定化基金について

平成22年の法律改正により、剰余金を活用しても軽減適用後の1人当たり保険料の増加が見込まれる広域連合においては、都道府県と協議の上、財政安定化基金から交付金を受けることにより保険料の増加を抑制することが可能となったが、今後においてはその見直しが検討されている。

財政安定化基金

- ◇ 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し交付又は貸付を行う。
- ◇ 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置。
- ◇ 標準拠出率は0.090%から0.044%に変更される予定であるが、当県においては、十分な基金残高があるため、平成26・27年度の拠出率は0%の予定。

平成26・27年度 後期高齢者医療の保険料額の改定状況(1)(試算より)

●保険料率の改定

	保険料率		賦課限度額
	均等割額	所得割率	
現行	55,045円	10.88%	550,000円
改定後	56,584円	11.47%	570,000円
差引	1,539円	0.59	20,000円

単身①

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	5,500円 (0.71%)	5,504円 (9割軽減)	0円
	改定後 (収入比)	5,650円 (0.72%)	5,658円 (9割軽減)	0円
	差引	150円	154円	0円
	伸び率	2.7%		

単身②

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
厚生年金受給者 年金収入192.5万円	現行 (収入比)	65,520円 (3.40%)	44,036円 (2割軽減)	21,488円 (5割軽減)
	改定後 (収入比)	50,940円 (2.65%)	28,292円 (5割軽減)	22,653円 (5割軽減)
	差引	-14,580	-15,744	1,165円
	伸び率	-22.3%	-35.8%	5.4%

夫婦①

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
夫・厚生年金受給者 年金収入217万円	現行 (収入比)	113,660円 (5.24%)	44,036円 (2割軽減)	69,632円
	改定後 (収入比)	101,700円 (4.69%)	28,292円 (5割軽減)	73,408円
	差引	-11,960	-15,744	3,776円
	伸び率	-10.5%	-35.8%	5.4%

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	44,030円 (5.64%)	44,036円 (2割軽減)	0円
	改定後 (収入比)	28,290円 (3.63%)	28,292円 (5割軽減)	0円
	差引	-15,740	-15,744	0円
	伸び率	-35.7%	-35.8%	

夫婦②

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
夫・厚生年金受給者 年金収入258万円	現行 (収入比)	169,280円 (6.56%)	55,045円	114,240円
	改定後 (収入比)	165,700円 (6.42%)	45,267円 (2割軽減)	120,435円
	差引	-3,580	-9,778	6,195円
	伸び率	-2.1%	-17.8%	5.4%

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	55,040円 (7.06%)	55,045円	0円
	改定後 (収入比)	45,260円 (5.80%)	45,267円 (2割軽減)	0円
	差引	-9,780	-9,778	0円
	伸び率	-17.8%	-17.8%	

夫婦③

		保険料(年額)	均等割額	所得割額
夫・厚生年金受給者 年金収入300万円	現行 (収入比)	214,980円 (7.17%)	55,045円	159,936円
	改定後 (収入比)	225,190円 (7.51%)	56,584円	168,609円
	差引	10,210円	1,539円	8,673円
	伸び率	4.7%	2.8%	5.4%

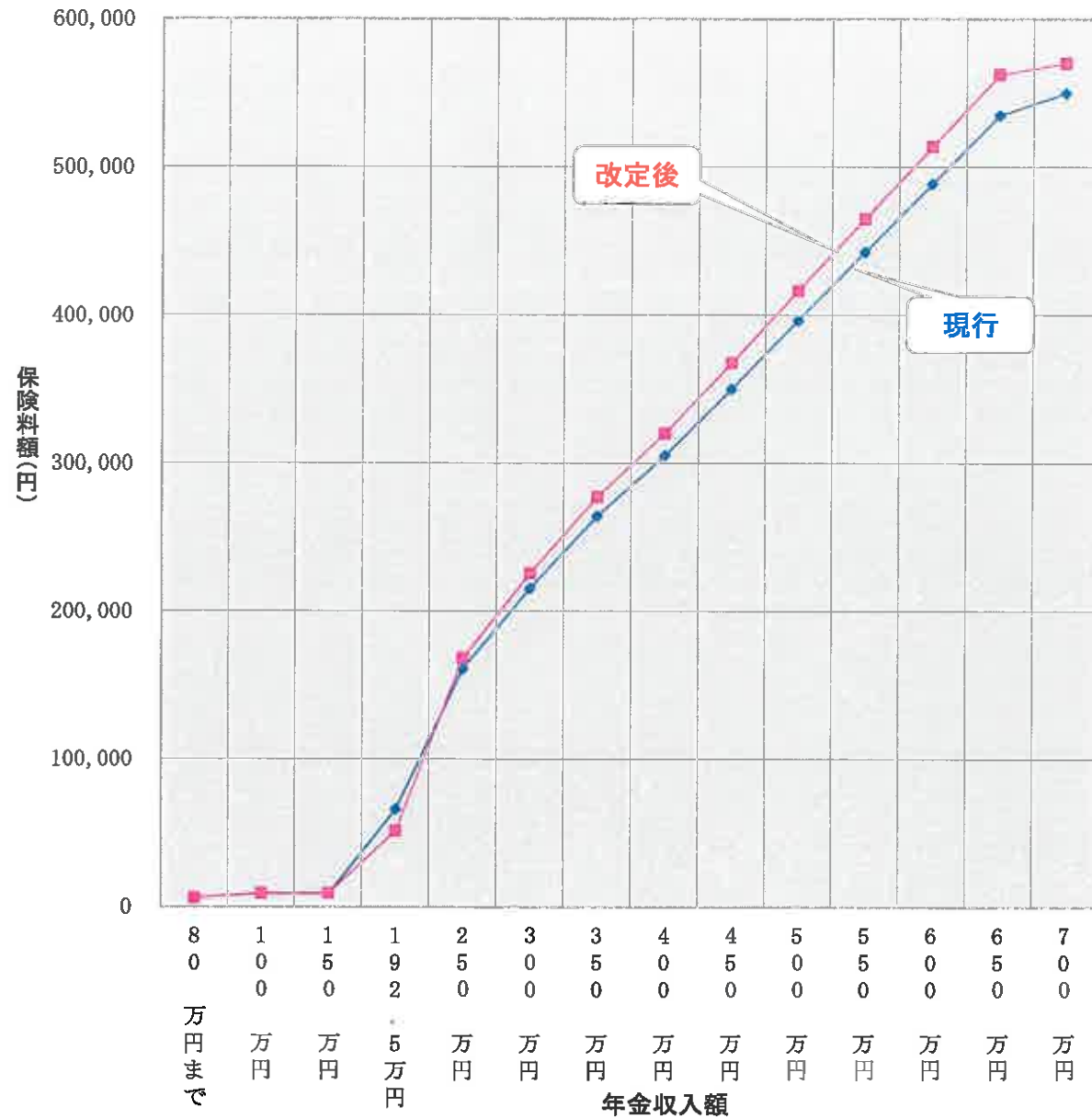
		保険料(年額)	均等割額	所得割額
妻・老齢基礎年金受給者 年金収入78万円	現行 (収入比)	55,040円 (7.06%)	55,045円	0円
	改定後 (収入比)	56,580円 (7.25%)	56,584円	0円
	差引	1,540円	1,539円	0円
	伸び率	2.8%	2.8%	

※ 保険料(年額)は、10円未満を切り捨てます。

※ 均等割額の軽減は、世帯の所得に応じて決定されるので、夫婦①の世帯は夫、妻ともに5割軽減、夫婦②の世帯は夫、妻ともに2割軽減となり、夫婦③の世帯は夫、妻ともに軽減はありません。

平成26・27年度 後期高齢者医療の保険料額の改定状況(2) (試算より)

後期高齢者医療の保険料の負担変化グラフ  
(単身世帯、年金収入のみ)



●保険料率の比較

	均等割額	所得割率	賦課限度額	平均保険料(年額)
平成24・25年度	55,045円	10.88	550,000円	78,788円
平成26・27年度(予定)	56,584円	11.47	570,000円	79,924円
差引	1,539円	0.59	20,000円	1,136円
増加率	2.8%	5.4%	3.6%	1.4%

●単身世帯で収入が公的年金のみの場合の保険料額について

年金収入額	現行			改定後			差額	増加率	改定後の均等割額軽減区分
	均等割額	所得割額	計	均等割額	所得割額	計			
80万円まで	5,504	0	5,500円	5,658	0	5,650円	150円	2.7%	9割減
100万円	8,256	0	8,250円	8,487	0	8,480円	230円	2.8%	8.5割減
150万円	8,256	0	8,250円	8,487	0	8,480円	230円		
192.5万円	44,036	21,488	65,520円	28,292	22,653	50,940円	-14,580円	-22.3%	5割減
200万円	44,036	25,568	69,600円	45,267	26,954	72,220円	2,620円	3.8%	2割減
250万円	55,045	105,536	160,580円	56,584	111,259	167,840円	7,260円	4.5%	軽減なし
300万円	55,045	159,936	214,980円	56,584	168,609	225,190円	10,210円	4.7%	
350万円	55,045	208,896	263,940円	56,584	220,224	276,800円	12,860円	4.9%	
400万円	55,045	249,696	304,740円	56,584	263,236	319,820円	15,080円	4.9%	
450万円	55,045	294,848	349,890円	56,584	310,837	367,420円	17,530円	5.0%	
500万円	55,045	341,088	396,130円	56,584	359,584	416,160円	20,030円	5.1%	
550万円	55,045	387,328	442,370円	56,584	408,332	464,910円	22,540円	5.1%	
600万円	55,045	433,568	488,610円	56,584	457,079	513,660円	25,050円	5.1%	
650万円	55,045	479,808	534,850円	56,584	505,827	562,410円	27,560円	5.2%	
658万円	55,045	487,206	542,250円	56,584	513,626	570,000円	27,750円	5.1%	
700万円	55,045	526,048	550,000円	56,584	554,574	570,000円	20,000円	3.6%	

年金収入額	153万円まで (未申告含む)	203万円まで	253万円まで	303万円まで	約361万円まで	約425万円まで	約484万円まで	約543万円まで	約602万円まで	約658万円まで	約658万円超過
《参考》											
総所得額	33万円まで (未申告含む)	83万円まで	133万円まで	183万円まで	233万円まで	283万円まで	333万円まで	383万円まで	433万円まで	480.7万円まで	480.7万円超過
後期高齢者の分布割合(推計)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	64.5	8.1	8.0	8.1	5.7	2.0	0.8	0.5	0.4	0.2	1.7

※《参考》の分布割合は、年金収入以外の所得者を含む全ての被保険者の状況です。  
 ※所得割分の保険料は、年金収入211万円以下の場合、5割の軽減措置があります。

# 費 用

## ① 給付費

### 【概 要】

被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金及び第三者行為返納金等相当を控除した額に入院時食事療養費等の額を加えたもの。

### 【算出方法】

平成26・27年度における被保険者数及び1人当たり給付費の推計値を基に算出した。

給付費見込額 = 1人当たり給付費 (推計値) × 被保険者数 (推計値)
---------------------------------------

#### ◆ 被保険者数の推計

福岡県の統計「福岡県人口移動調査」の年齢別人口、死亡・転出入による人口移動率のほか、これまでの被保険者数の増加減少の実績値や、市町村からの住民基本台帳情報を基に75歳到達予定者数、被保険者の死亡者数などを推計し算出。

平成25年度	593,343人	}	合計	1,231,137人
平成26年度	606,225人			
平成27年度	624,912人			

#### ◆ 1人当たり給付費の推計

平成25年度は12月支払分までの8か月分を実績、1月支払分からの4か月分は過去3年間の伸び率から外れ値を調整した平均値を用いて年間分を算定し、その数値を平成26・27年度も同様な値とした。

※ 診療報酬改定率の+0.1%については、その値を平成26年度に乗じて算出している。

【平成26年度】 101.6%×100.1%=101.7%	【平成27年度】 101.6%
<診療報酬改定率+0.1%の内訳>	
・診療報酬本体 +0.73% (+0.63%)	
・薬価改定等 ▲0.63% (+0.73%)	
※ ()内は、消費税率引き上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分	

### 給付費見込額

年度	1人当たり給付費 (円)		被保険者数 (人)		給付費 (円)	
		伸率%		伸率%	円	伸率%
24	1,081,763	0.4%	580,421	2.8%	(実績) 627,877,778,410	3.3%
25	1,099,071	1.6%	593,343	2.2%	(見込) 652,126,084,353	3.9%
26	1,117,755	1.7%	606,225	2.2%	<b>A</b> 677,611,024,875	3.9%
27	1,135,639	1.6%	624,912	3.1%	<b>B</b> 709,674,438,768	4.7%
特定期間における一人当たりの給付費			平成24・25年度 (実績見込)		1,090,512	
			平成26・27年度		1,126,833	

※特定費用額 (現役並み所得者に係る費用額)

平成24年度実績を基に、給付費総額のうち4.24%相当と見込む。

### 【費用額】

次期特定期間に係る給付費 A + B

1,387,285,463,643
-------------------

円

このうち特定費用額

58,820,903,659 円

## ② 財政安定化基金拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第116条、附則第14条の2

- ◆ 保険料の未納リスク、給付費の増加リスクによる広域連合の財政不足に対応するため、県に基金を設置し、広域連合に対し資金の交付及び貸し付けを行うもの。なお、保険料の上昇抑制に向けての活用も可能となっている。
- ◆ 基金の積み立て財源として、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出する。
- ◆ 平成26・27年度においては、これまでの基金積み立てで対応可能なため、拠出率は0%の予定。

## ③ 特別高額医療共同事業拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政影響を緩和するため、1件当たり400万円を超えるレセプトにつき、200万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が交付金を交付する共同事業に要する費用に充てるため、各広域連合が拠出するもの。

【算出方法】

平成24年度実績及び平成25年度の見込額を基に、平成26・27年度の見込額を算出した。

【費用額】

26・27年度における共同事業拠出金額	273,654,616 円
---------------------	---------------

## ④ 保健事業に要する費用（健康診査）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第125条

生活習慣病予防及びその予備軍を早期に発見し、早期治療や予防に繋げていくことにより、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に資することを目的として実施する。

- ◆ 実施方法：個別健診（広域連合直営）、集団健診（市町村委託）の併用。
- ◆ 実施基準：厚生労働省「特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準」に準じて実施。
- ◆ 受診対象：被保険者（ただし生活習慣病で治療中など一定の要件に該当する者は除く）
- ◆ 自己負担：一律500円（平成24年度、25年度と同額）

【算出方法】

（健診単価－自己負担）× 受診対象者数 ＋ 事務費

【費用額】

年度	健診単価－自己負担 円	受診対象者数 人	健診に要する費用 円
26年度	集団健診 5,157	3,920	20,215,440
	個別健診 7,214	56,989	411,118,646
27年度	事務費（通信運搬費、委託料、負担金）		228,623,008
計			659,957,094

※ 受診対象者の算出

平成25年度受診対象見込み数を基に、増加数を見込んで推計した。

## ⑤ 審査支払手数料

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第70条

レセプトの審査（療養費の審査を除く）及び医療機関に対する診療報酬の支払業務を国保連合会へ委託するもの。

【算出方法】

審査支払手数料単価 × 平成26・27年度の審査支払見込件数

【費用額】

年度	審査支払 手数料単価 円	※ 審査支払 見込件数 枚	審査支払手数料 円
26年度	60	20,331,000	1,219,860,000
27年度		21,179,000	1,270,740,000
計			2,490,600,000

※ 審査支払見込件数の算出

平成25年度の審査支払い件数の見込みに、対前年伸び率の平均値を基に推計した増加率を乗じて算出した。

- ◇ 平成25年度年間審査支払件数見込み … 19,517,201枚
- ◇ 年間審査支払件数の増加率 … 4.17%

## ⑥ 葬祭費

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第86条

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条

◆ 被保険者の死亡に対し条例で定めるところにより葬祭費の支給を行うもの。

【算出方法】

支給額 × 死亡者数

【費用額】

年度	支給額 円	※死亡者数 人	葬祭費 円
26年度 27年度	30,000	71,756	2,152,680,000

※ 死亡者数について

- ◇ 死亡者数 平成26・27年度死亡者数の見込人数



# 収 入

## ① 国庫負担金

### (1) 国の定率負担

**【概 要】** 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項

国は、広域連合に対し、「負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）」の12分の3を負担する。

**【算出方法】**

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 3/12

**【収入額】**

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
26年度	677,611,024,875	28,730,707,455	3/12	162,220,079,355
27年度	709,674,438,768	30,090,196,204		169,896,060,641
			合計	332,116,139,996 <b>A</b>

### (2) 高額医療公費負担

**【概 要】** 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第2項

国は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、その4分の1を負担する。

**【算出方法】**

80万円を超える部分の給付費 × [ (  $\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}}$  × 1/12 ) + 後期高齢者負担率 ] × 1/4

後期高齢者負担率は10.51%から10.73%へ変更予定

**【収入額】**

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
26年度	61,675,798,513	2,884,885,475
27年度	67,226,620,379	3,144,525,168
		合計 6,029,410,643 <b>B</b>

※ 80万円を超える部分の給付費について  
平成24年度実績を基に平成26・27年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

26・27年度における国庫負担金額      A + B

338,145,550,639 円

## ② 調整交付金

**【概 要】** 高齢者の医療の確保に関する法律第95条

- ◆ 国は、広域連合間の財政調整を図るため、広域連合に対し調整交付金を交付する。
- ◆ 交付総額は、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1とする。
- ◆ そのうち、10分の9相当を広域連合間の所得格差による財政の不均衡を是正するために交付する普通調整交付金、10分の1相当を災害その他特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金とする。

**【算出方法】**

◆ 普通調整交付金

$$\left[ \left\{ \text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} + \text{負担対象額} \times \left( \frac{1}{12} \times \text{普通調整係数} \right) \right\} - \text{特別調整控除額} \right] \times \text{補正係数} \\ - \left\{ \left( \text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} \right) \times \left( \frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \text{所得係数} \right) \right\} \times \text{補正係数}$$

◆ 特別調整交付金（結核性疾患及び精神病に係る給付費が多額である場合に該当）

【交付要件】市町村ごとに調整対象需要額※のうち結核性疾患及び精神病に係る給付費の占める割合が100分の15を超える場合。

※ 調整対象需要額は給付費のうち保険料で賄う部分

【算出式】調整対象需要額 × 当該を超える部分の割合 × 8/10以内の額

**【収入額】**

年度	区分	調整交付金額 円
26年度 27年度	普通調整交付金	113,589,775,000
	特別調整交付金（結核・精神）	46,000,000
計		113,635,775,000

**③ 都道府県負担金**

(1) 都道府県の定率負担

【概要】高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項

都道府県は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

**【算出方法】**

$$\text{負担対象額} (\text{給付費} - \text{特定費用額}) \times \frac{1}{12}$$

**【収入額】**

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
26年度	677,611,024,875	28,730,707,455	1/12	54,073,359,785
27年度	709,674,438,768	30,090,196,204		56,632,020,213
合計				110,705,379,998

A

(2) 高額医療公費負担

【概要】高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項

都道府県は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分についてその4分の1を負担する。

**【算出方法】**

$$80\text{万円を超える部分の給付費} \times \left[ \left( \frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}} \times \frac{1}{12} \right) + \text{後期高齢者負担率} \right] \times \frac{1}{4}$$

後期高齢者負担率は10.51%から10.73%へ変更予定

**【収入額】**

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
26年度	61,675,798,513	2,884,885,475
27年度	67,226,620,379	3,144,525,168
合計		6,029,410,643

B

※ 80万円を超える部分の給付費について  
平成24年度実績を基に平成26・27年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

26・27年度における都道府県負担金額 A + B	116,734,790,641 円
---------------------------	-------------------

**④ 市町村負担金**

**【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第98条**

市町村は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

**【算出方法】**

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 1/12

**【収入額】**

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
26年度	677,611,024,875	28,730,707,455	1/12	54,073,359,785
27年度	709,674,438,768	30,090,196,204		56,632,020,213
合計				110,705,379,998

**⑤ 後期高齢者交付金**

**【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第100条**

支払基金は、広域連合に対し負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）から後期高齢者の負担額及び公費負担額を除いた額及び特定費用額のうち後期高齢者の負担額を除いた額の合計額を交付する。

なお、この交付金は支払基金が保険者から徴収する後期高齢者支援金をもって充てる。

**【算出方法】**

負担対象額 × [ 1 - (後期高齢者負担率10.73/100 + 公費負担率50/100) ]  
+ 特定費用額 × ( 1 - 後期高齢者負担率10.73/100)

**【収入額】**

年度	区分	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	後期高齢者交付金額 円
26年度	一般	677,611,024,875	28,730,707,455	39.27/100	254,815,300,651
	現役並み所得者	—	28,730,707,455	89.27/100	25,647,902,545
27年度	一般	709,674,438,768	30,090,196,204	39.27/100	266,872,732,055
	現役並み所得者	—	30,090,196,204	89.27/100	26,861,518,151
総計					574,197,453,402

## ⑥ 特別高額医療共同事業交付金

### 【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり400万円を超えるレセプトにつき、200万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が各広域連合から徴収した拠出金を基に交付金を交付するもの。

### 【算出方法】

特別高額医療共同事業拠出金と同額を見込む。

### 【収入額】

26・27年度における共同事業交付金額	273,654,616 円
---------------------	---------------

## ⑦ 国庫補助（健診に対する補助）

### 【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第102条

厚生労働省「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」

広域連合が実施する健康診査に要する費用について国が健診基準単価の3分の1の補助を行うもの。

### 【算出方法】

健診基準単価 × 受診対象者数 × 補助率

### 【収入額】

健診基準単価			受診対象者	補助率	国庫補助金額		
円			人		円		
集団 健診	経過措置	課税	4,080	26年度 711 27年度 731	1/3	5,103,000	
		非課税	5,240	26年度 304 27年度 313			
	原則	課税	3,090	26年度 672 27年度 692			
		非課税	3,980	26年度 244 27年度 251			
	個別健診	課税	3,350	26年度 18,466 27年度 19,026			69,876,000
		非課税	4,310	26年度 9,603 27年度 9,894			
計					74,979,000		

## ⑧ 滞納繰越保険料収納額

### 【概要】

99.0%の収納を予定している現年度保険料とは別に、過年度からの繰越分滞納保険料について見込まれる収納額を収入として計上するもの。

### 【算出方法】

平成24年度からの滞納繰越額及び当該繰越分に係る収納実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し、収納見込額を算出。

### 【収入額】

26・27年度における滞納繰越保険料収納額	473,524,331 円
-----------------------	---------------

## ⑨ 保険料減免必要額

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第111条  
福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条

条例で定めるところにより実施する保険料の減免については、保険料を財源とするため、次期特定期間において見込まれる保険料減免相当額を収入から減じるもの。(マイナス計上)

### 【算出方法】

平成23・24年度の減免実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し算出。

### 【収入額】

26・27年度における保険料減免必要額

△ 51,164,020 円

## 予定保険料収納率

### 【算出方法】

保険料負担が増加することによる収納環境への影響が懸念される状況ではあるが、必要な収納対策を実施することにより、収納率99.0%を維持する。

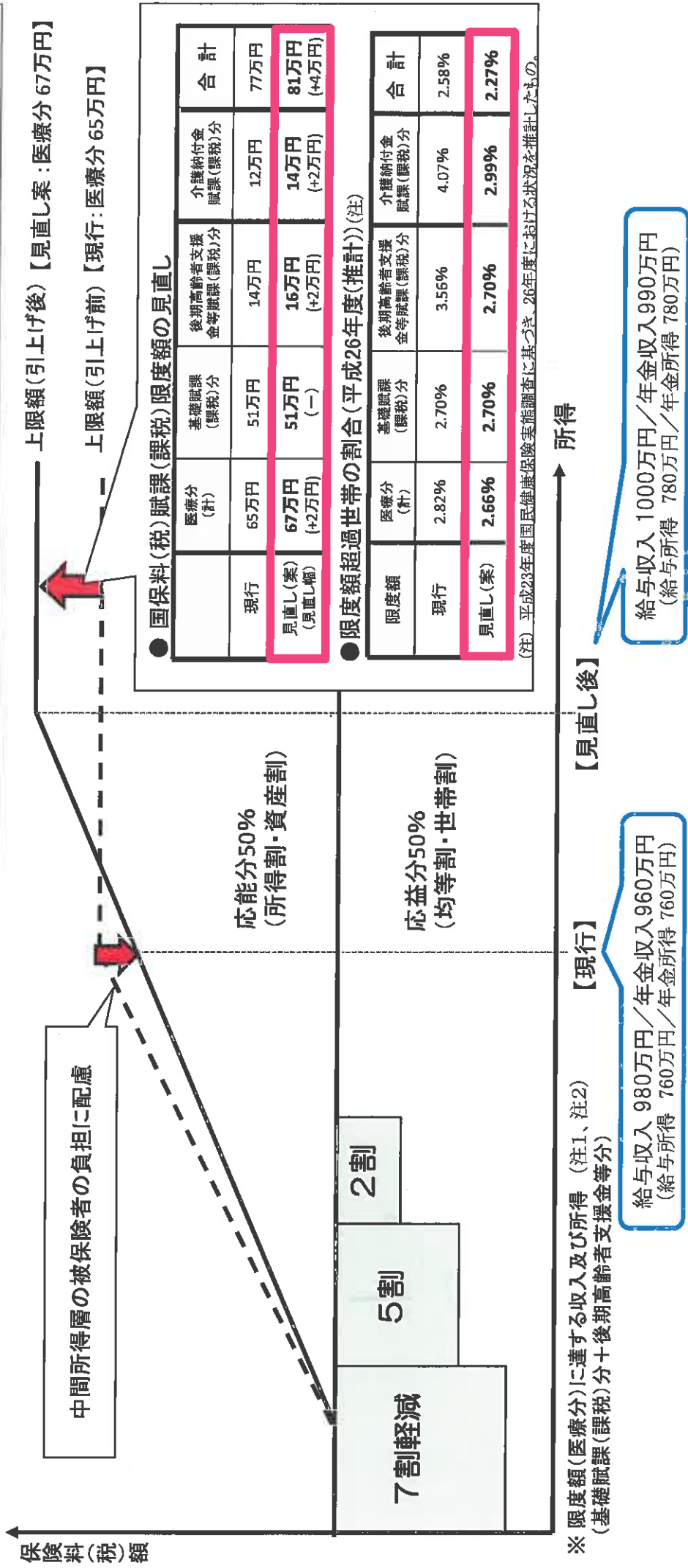
26・27年度の予定収納率  
(特別徴収、普通徴収を合わせた広域連合全体の収納率)

99.0%

# 平成26年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の見直し(案)

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、平成26年度の国保料(税)の限度額超過世帯の割合(推計)を見ると、平成25年度と比べて限度額超過世帯の割合が増加する見込みであること
- ・ 基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることから、これまでの最大引上げ幅と同額の「4万円」を上限として、平成26年度において見直すこととしてはどうかか。
- 例えば、後期高齢者支援金等分・介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げることとしてはどうか。

(※) 後期高齢者支援金等分・介護納付金分を2万円ずつ引き上げると、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分のすべてにおいて、限度額超過世帯の割合がいずれも3%未満となる。



(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。  
(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成23年度全国平均値で試算。平成23年度 所得割率 8.00%、資産割率 15,667円、均等割率 27,355円、世帯割率 26,337円。

# 後期高齢者医療の保険料賦課限度額について

## [考え方]

○ 後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割を半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に限度額を設けている。

## [経緯]

○ 制度施行時（平成20年度）

・ 国保の賦課限度額の水準を参考に、国保で限度額を負担する層についてその限度額と同程度までの負担となるよう、50万円に設定。

※高齢者では所得割を負担する者が約3割と少なく、国保に比べ所得割率が高くなることから、中間所得者層の負担を一定に抑えるため、負担能力の高い者に応分の負担を求めている（限度額超過被保険者割合は国保より小さい）。

○ 平成24年度（2回目の保険料改定）

・ 国保の限度額引き上げの状況等を踏まえ、5万円引き上げ55万円に設定。

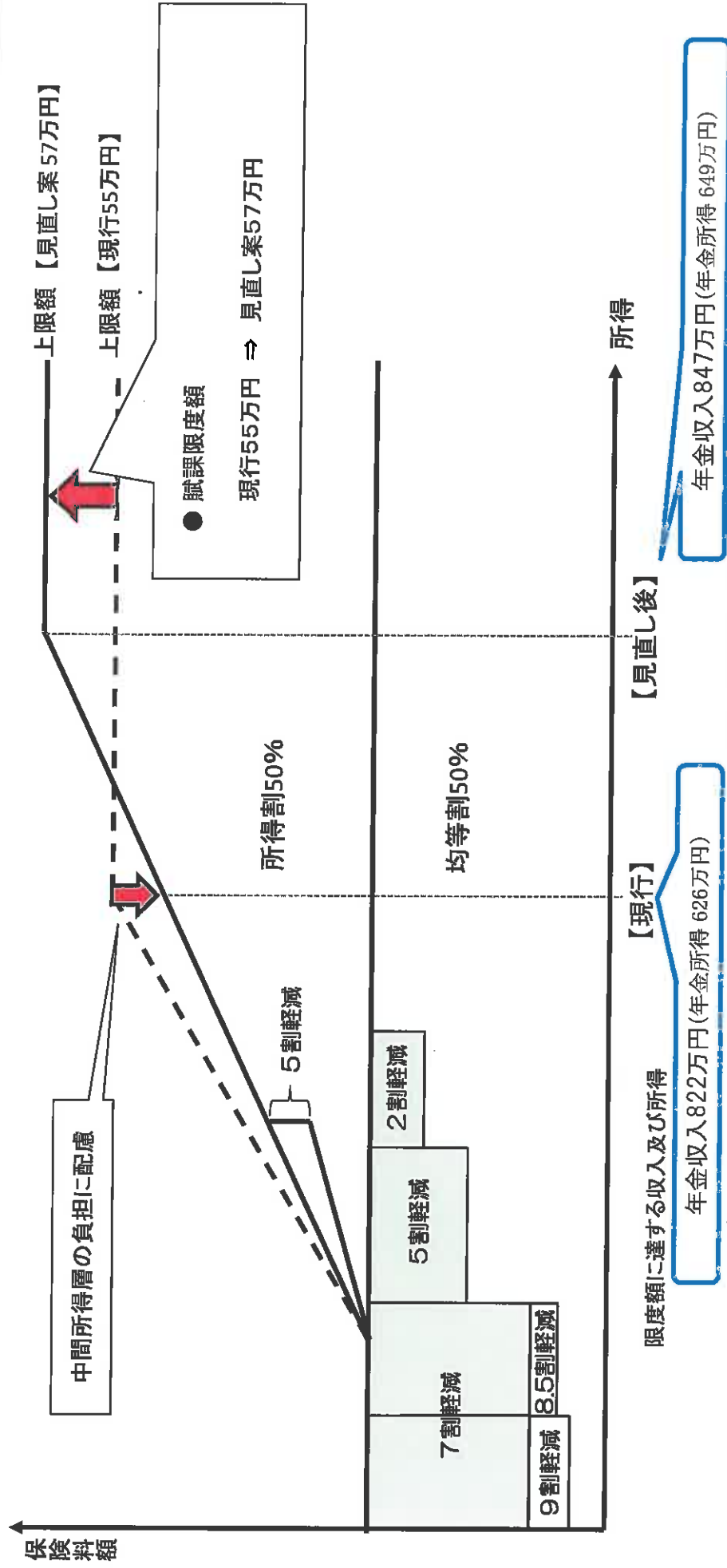
[例（夫婦世帯）] 夫：年金収入930万円（年金所得・事業所得730万円）、妻：年金収入153万円以下 [所得割なし] のケース  
 国保 65万円 → 後期59.3万円 [ 夫55万円、妻4.3万円 ]  
 (限度額) (限度額)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
賦課限度額 (20年度基準) [変化幅]	50万 (100)	50万 (100)	50万 (100)	50万 (100)	55万 (110) [+5万円、+10.0%]	55万 (110)
限度額に達する 年金収入（年金所得） 限度額超過 被保険者割合	703万（520万） 1.76%	703万（520万） 1.64%	665万（487万） 1.63%	665万（487万） 1.62%	666万（488万） 1.60%	666万（488万） 1.52%
賦課限度額（医療分） (20年度基準) [変化幅]	59万 (100)	59万 (100)	63万 (107) [+4万円、+6.8%]	65万 (110) [+2万円、+3.2%]	65万 (110)	65万 (110)

※ 年金所得＝年金収入－公的年金等控除

# 平成26年度の後期高齢者医療保険料賦課限度額の見直し(案)

- 医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、受益と負担の関連、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、保険料賦課限度額を設定することが必要。
- 国保の限度額見直しに伴い、国保で限度額を負担する層が後期高齢者医療でも同程度までの負担となるよう、限度額を見直してはどうか。
- 国保の限度額(医療分)を2万円引き上げる場合、後期高齢者医療でも2万円引き上げ、55万円を57万円としてはどうか。



\*平成24・25年度の全国平均料率に基づき算定(均等割額43,550円、所得割率8.55%)



●賦課限度額見直しに伴う保険料率等の変化について

賦課限度額が現行の55万円から、57万円に変更された場合の当広域連合における影響の状況は、次のとおりと見込まれる。

区分	賦課限度額	所得割率	均等割額	被保険者数	限度額 超過人数 (%)	限度額に達する者の 年金収入額
現行 〔平成25年6月 本算定時〕	55万円	10.88%	55,045円	599,591人	9,716人 (1.60%)	約666万円以上 (年金所得488万円)
改定後 〔平成26・27 年度料率算定時〕	① 55万円	11.56%	56,584円	606,225人	10,765人 (1.78%)	約634万円以上 (年金所得460万円)
	② 57万円	11.47%	56,584円	606,225人	10,181人 (1.68%)	約658万円以上 (年金所得481万円)
差	2万円	▲0.09 <sup>※</sup> ｲﾄ	—	—	▲584人 (▲0.1 <sup>※</sup> ｲﾄ)	24万円 (年金所得21万円)

(注) 改定後の①は賦課限度額を現行と同額の55万円に据え置いた場合、②は57万円に改定した場合。

# 平成26年度における社会保障の充実に係る事項要求の考え方について（案） （厚生労働省・内閣府）

- 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなっており、平成26年度の増収額(5.1兆円程度※2)については、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等(2.95兆円程度)による社会保障の安定化のほか、0.5兆円程度を「社会保障の充実」に充てる。
- 以下の内容は、現時点の厚生労働省・内閣府の考え方を示すものであり、今後の予算編成過程で引き続き検討・調整を行う。

子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「待機児童解消加速化プラン」の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>-29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとし、新制度の施行を待たずに、25・26年度で約20万人分を確保する。</li> </ul> </li> <li>○新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業(子ども・子育て支援法附則)</li> <li>○社会的養護の充実</li> </ul>	～0.3兆円程度～
医療・介護サービスの提供体制改革	<p>&lt;病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにいくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。</li> <li>○在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。</li> <li>○医師、看護師等の医療従事者を確保する。</li> </ul>	～0.1兆円程度～
医療・介護	<p>&lt;地域包括ケアシステムの構築&gt;</p> <p>介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための取組を行う。</p>	620億円程度
②医療保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 ※保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても今後実施する予定(1,700億円程度)	50億円程度
③難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立	低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し(27年1月実施)  難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立する。(27年1月実施)	～300億円程度～
年金	遺族年金の父子家庭への拡大	10億円程度  0.5兆円程度
合計		

※1 このほか、消費税引上げに伴う社会保障支出の増についても、予算編成過程で検討。

※2 上記の数字は公費(国及び地方の合計額)であり、国及び地方の内訳についても予算編成過程で検討するが、現行制度における国と地方の負担割合は、全体として、子ども・子育て分野では概ね1:1、医療保険分野では概ね2:1、介護分野では概ね1:1となっている。

# 後期高齢者医療制度の保険料軽減対象の拡大

○ 後期高齢者に対する保険料軽減の対象を拡大する。(世帯の所得で判定)※I内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の例

① 2割軽減の拡大… 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。(対象者約50万人)

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 【年金収入 238万円以下】

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 【年金収入 258万円以下】

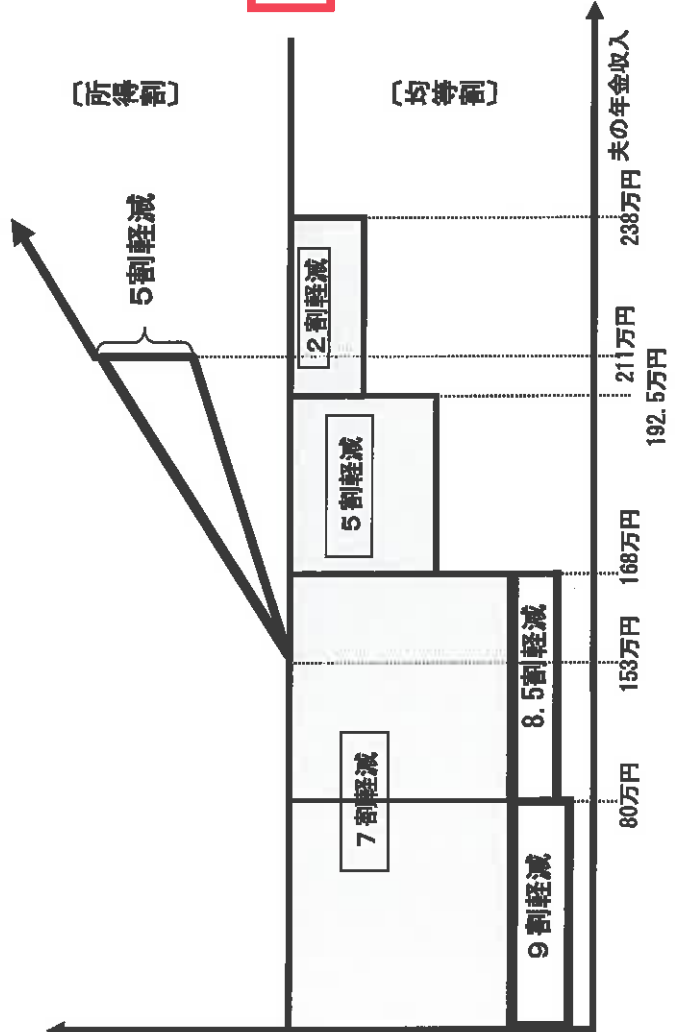
② 5割軽減の拡大… 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。(対象者約60万人)

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-1世帯主) 【年金収入 192.5万円以下】

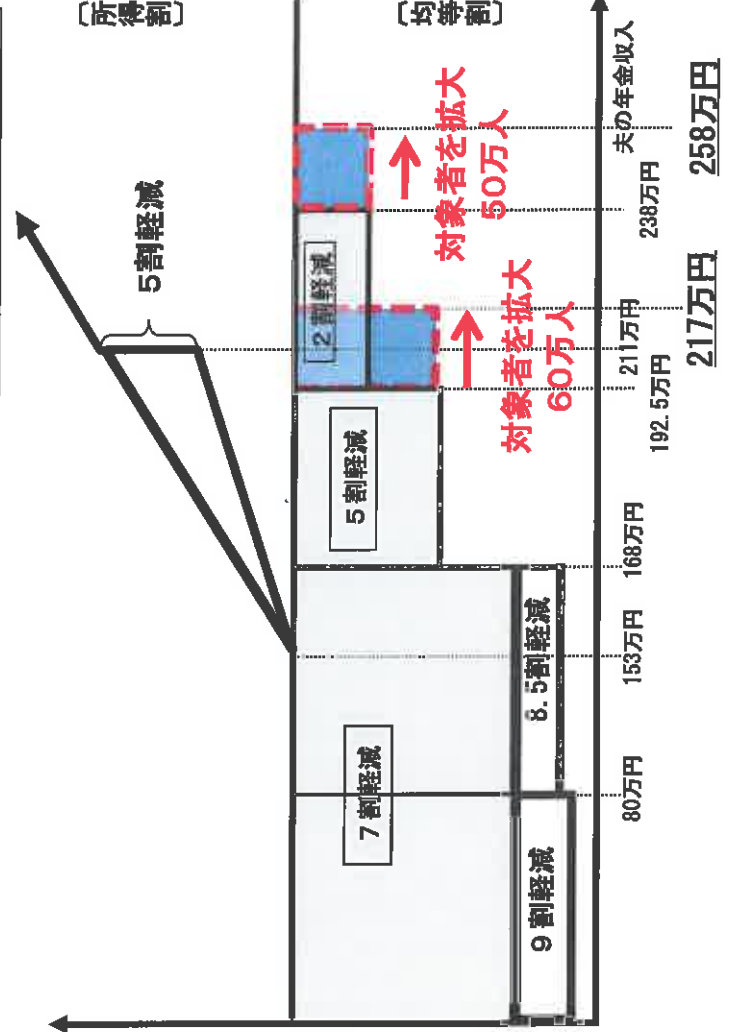
(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 【年金収入 217万円以下】

※基準額は、いずれも国保と同じ。

## 【現行制度】



## 【改正後(案)】



・対象者数 110万人  
・所要額 130億円

※夫婦世帯における夫の年金収入の例(妻の年金収入80万円以下の場合)

※対象者数は平成26年度推計。

※太枠は予算措置による保険料軽減特例措置(均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減)。

217万円 258万円

## 当広域連合での軽減拡充の状況

### 1. 5割軽減の拡大

現行 2割軽減からの移行 26,756 人(4.5%)

現行 14,028 人(2.4%)→改正後 40,175 人 (6.5%)

### 2. 2割軽減の拡大

新規に2割軽減に該当 21,031 人(3.5%)

現行 45,933 人(7.8%)→改正後 40,338 人(6.6%)

5割軽減への移行者が多いため、2割軽減の該当者は差し引きで減少している。

なお、2割・5割軽減拡大の対象者の計は47,787人で、軽減に要する追加となる費用は、約6億9千2百万円の見込。

※( )は、被保険者全体での構成割合。また、改正後の数値は、被保険者数の伸びを勘案している。

## 「好循環実現のための経済対策」について

平成25年12月5日 閣議決定

(前段落)

### 3. 高齢者・障害者への支援

消費税率の引上げに加え、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者について簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））に加算措置を講ずる。また、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援、医療・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業（データヘルス）等を推進する。

70～74歳の医療費自己負担については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合（2割）とする方向で検討し、所要額を当初予算に計上する。これに併せ、高額療養費の見直しも平成27年1月実施の方向で検討する。また、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置についても、段階的な見直しを前提に検討に着手する。

- ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（加算措置）（厚生労働省）
- ・ 女性・若者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成（再掲）（厚生労働省）
- ・ 予防サービスや健康管理等の充実（厚生労働省）
- ・ 安定的な医療保険制度等の構築（厚生労働省）
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進（厚生労働省）
- ・ ロボット介護機器導入実証事業（再掲）（経済産業省）
- ・ ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進＜予算措置以外＞（再掲）（金融庁、国土交通省、厚生労働省）

# 1 平成25年度における協会けんぽ(本人負担分)の保険料額との比較

## ●保険料率

	後期高齢者医療		協会けんぽ	
	H26・27	H25	労使合計	本人負担分
均等割額	56,584円	55,045円	—	—
世帯割額	—	—	—	—
所得割率	11.47	10.88	10.12	5.06
賦課限度額	570,000円	550,000円	—	—
平均保険料(年額)	81,048円	78,394円	—	—

所得割率について

◆後期高齢者医療…基礎控除後の総所得金額に対する料率

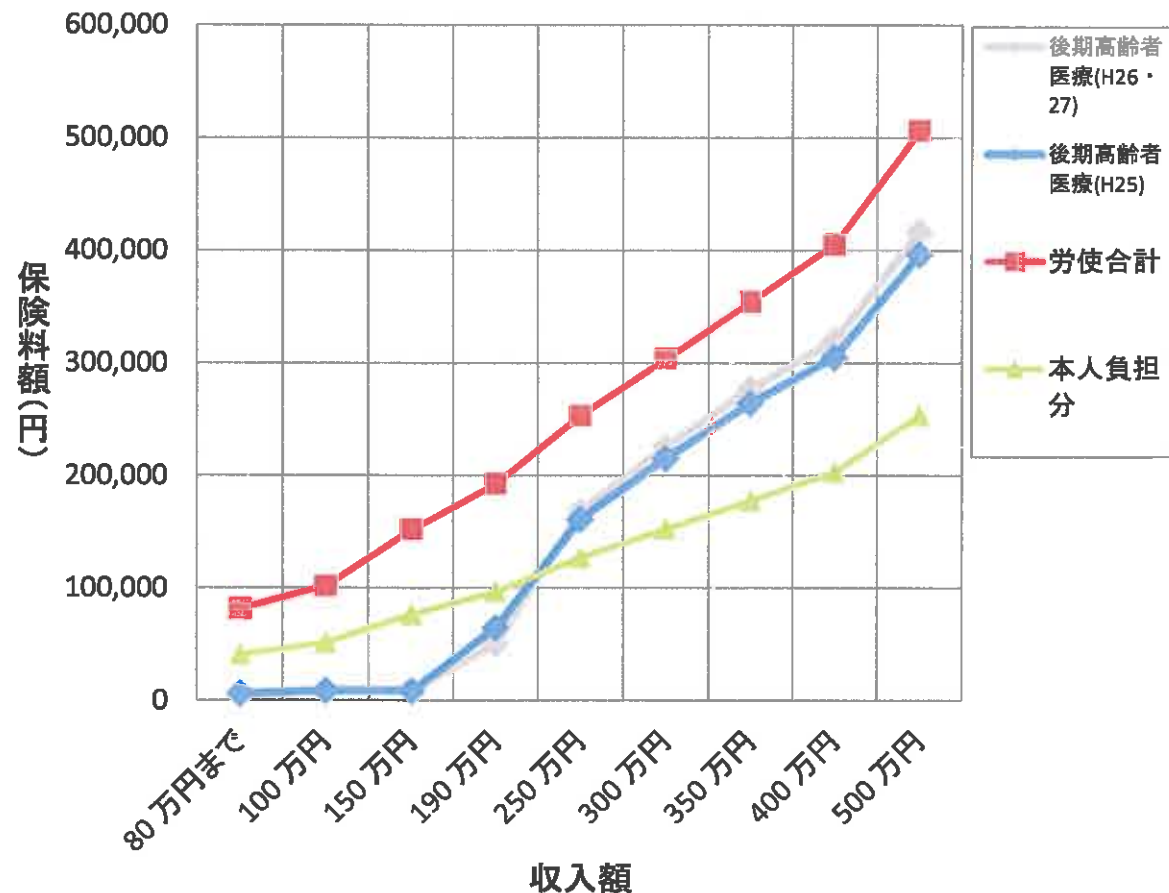
▲協会けんぽ…収入に対する料率

## ●保険料額(単身世帯で「年金収入のみ」と「給与収入」の場合の比較)

収入額	後期高齢者医療(H26・27)		後期高齢者医療(H25)		協会けんぽ		
	収入に占める割合	後期高齢者医療(H25)	収入に占める割合	労使合計	本人負担分	収入に占める割合	
80万円まで	5,650	0.71%	5,500	0.69%	80,960	40,480	5.06%
100万円	8,480	0.85%	8,250	0.83%	101,200	50,600	5.06%
150万円	8,480	0.57%	8,250	0.55%	151,800	75,900	5.06%
190万円	49,510	2.61%	64,160	3.38%	192,280	96,140	5.06%
250万円	167,840	6.71%	160,580	6.42%	253,000	126,500	5.06%
300万円	225,190	7.51%	214,980	7.17%	303,600	151,800	5.06%
350万円	276,800	7.91%	263,940	7.54%	354,200	177,100	5.06%
400万円	319,820	8.00%	304,740	7.62%	404,800	202,400	5.06%
500万円	416,160	8.32%	396,130	7.92%	506,000	253,000	5.06%

※後期高齢者医療の所得割保険料は、年金収入211万円以下の場合5割の軽減措置がある。

協会けんぽとの比較(単身世帯)



# 2 平成25年度における主な市町村の国民健康保険料(税)額との比較

## ●保険料率

	後期高齢者医療		国民健康保険													
	H26・27	H25	北九州市	福岡市	久留米市	直方市	大川市	豊前市	筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	福津市	糸島市	志免町
均等割額	56,584円	55,045円	27,450円	28,951円	34,700円	28,300円	34,000円	27,000円	30,000円	31,500円	29,000円	32,700円	31,700円	29,600円	28,400円	28,000円
世帯割率	-	-	35,190円	31,534円	28,600円	32,000円	30,000円	33,000円	30,000円	31,500円	29,000円	32,700円	31,700円	29,600円	25,500円	33,000円
所得割率	11.47	10.88	10.10	11.25	12.03	11.90	11.30	10.40	8.60	8.60	8.50	9.10	8.60	9.10	9.70	9.00
賦課限度額	570,000円	550,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円	650,000円
平均保険料(年額)	81,048円	78,394円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※国民健康保険の保険料率は、医療分と支援分の合計です。(介護分を除く)

## ●保険料額(単身世帯、年金収入のみの場合)

収入額	後期高齢者医療		国民健康保険													
	H26・27	H25	北九州市	福岡市	久留米市	直方市	大川市	豊前市	筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	福津市	糸島市	志免町
80万円まで	5,650	5,500	18,780	18,100	18,900	18,000	19,200	18,000	18,000	18,900	17,400	19,500	19,000	17,700	16,100	18,300
100万円	8,480	8,250	18,780	18,100	18,900	18,000	19,200	18,000	18,000	18,900	17,400	19,500	19,000	17,700	16,100	18,300
150万円	8,480	8,250	18,780	18,100	18,900	18,000	19,200	18,000	18,000	18,900	17,400	19,500	19,000	17,700	16,100	18,300
190万円	49,510	64,160	87,470	89,900	95,000	92,200	92,900	86,480	79,700	82,100	77,700	85,900	82,400	80,900	78,900	82,000
250万円	167,840	160,580	160,610	169,500	179,900	175,700	173,500	160,880	143,300	146,300	140,300	153,600	146,700	147,300	147,900	148,200
300万円	225,190	214,980	211,110	225,800	240,100	235,200	230,000	212,880	186,300	189,300	182,800	199,100	189,700	192,800	196,400	193,200
350万円	276,800	263,940	256,560	276,400	294,200	288,700	280,800	259,680	225,000	228,000	221,100	240,100	228,400	233,800	240,100	233,700
400万円	319,820	304,740	294,430	318,500	339,300	333,400	323,200	298,670	257,300	260,300	253,000	274,100	260,700	267,900	276,500	267,400
500万円	416,160	396,130	379,270	413,100	440,300	433,300	418,200	386,030	329,500	332,500	324,300	350,600	332,900	344,400	357,900	343,100

国民健康保険料との比較(単身世帯、年金収入のみ)

